

## ポスト 2010 年目標（新戦略計画）の原案

### ビジョン（中長期目標（2050年））

#### 自然と共生する世界を実現する

この戦略計画のビジョンは、「自然と共生する」世界であり、すなわち「2050年までに、生物多様性[自然資本]が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界である。

### ミッション（短期目標（2020年））

#### 案1 生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急な行動を実施する

#### 案2 効果的かつ緊急な行動を実施することにより、2020年までに生物多様性の損失を止める

この案2は、「共通だが差異ある責任原則」（又はリオ原則）及び条約第20条に従い、（少なくとも100倍程度のオーダーで、）増加した十分な資金が用意されるとの条件が付されている。

（案1、案2共通）

人類の福利、貧困解消に貢献し、地球の生命の多様性を確保することを目的として、2020年までに、以下を達成する。

- ・生物多様性への圧力の軽減
- ・臨界点（tipping point）の回避
- ・生物資源の持続可能な利用
- ・生態系とそのサービスの回復
- ・生物多様性の便益の公平な配分
- ・生物多様性の問題の主流化
- ・全ての締約国が確実にこれらの達成手段を持つ。

### 戦略目標A.

#### 生物多様性の損失の根本原因に対処する

各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

#### 目標1：全ての人々が生物多様性の価値を認識する

遅くとも2020年までに、全ての人々が以下を認識する。

- (1) 生物多様性の価値
- (2) その保全と持続可能な利用のために可能な行動

#### 目標2：生物多様性の価値を政府の計画に組み込む

遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、① [国家勘定、] ② 国と地方の開発・貧困削減のための戦略・計画プロセスに組み込まれる。

#### 目標3：生物多様性に有害な措置を廃止する

遅くとも2020年までに、

- (1) 生物多様性に有害な奨励措置が①廃止、②廃止に向けて段階的に縮減、又は③負の影響を最小化又は回避するために改革され、
- (2) 生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定、適用される。

#### 目標4：全ての関係者が行動し、計画を実施する

遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及び全てのレベルの関係者が、

- (1) 持続可能な生産及び消費のための①行動を行い、②計画を実施し、
- (2) 生態系への影響が十分に安全な範囲内にあるように自然資源を利用する。



### 戦略目標B.

#### 生物多様性への直接的な圧力を減少させる

生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

#### 目標5：森林を含む生息域の損失速度を減らす

2020年までに、[森林を含む]自然生息地の①損失・劣化の速度、②その生息地の分断が[少なくとも半減する/零に近づく]。

#### 目標6：過剰漁獲が終わる/水産資源が持続的に漁獲される

2020年までに、

案1：過剰漁獲が終わり、破壊的漁業方式が撤廃され、全ての漁業が持続的に管理される。

案2：(1) 開発されてきた全ての漁業資源・海洋・水産生物資源が持続的に漁獲され、回復され、  
(2) また絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の影響が、生態系にとって安全な範囲内に抑えられる。

#### 目標7：農業・林業が持続可能に管理される

2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

#### 目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる

2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。

#### 目標9：外来種が制御され、根絶される

2020年までに、(1) 侵略的外来種が①特定、②優先順位付け、③制御又は④根絶される、(2) 侵略的外来種の導入と定着経路の制御のための対策が講じられる。

#### 目標10：気候変動その他の悪影響を最小化する

[2020年/2015年]までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、(1) 生態系を悪化させる複合的な圧力を最小化し、(2) 健全性と機能を維持する。

## 戦略目標C.

### 生物多様性の状況を改善する

生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。

#### 目標11：保護地域を通じて生物多様性が保全される



2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の[15%/20%]、また沿岸域・海域の[X%]が、効果的に管理された保護地域その他の手段を通じて保全される。

#### 目標12：絶滅危惧種の絶滅が防止される

2020年までに、既知の絶滅危惧種について、(1)絶滅、減少が防止され、(2)保全状況が改善される。

#### 目標13：遺伝子の多様性の損失が止まる

2020年までに、(1)作物、家畜及びその野生近縁種の農業生態系における遺伝子の多様性の損失が止まり、(2)他の優先種、選択種について、遺伝子の多様性の保護のために戦略が策定、実施される。

## 戦略目標D.

### 生物多様性の恩恵を強化する

生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を高める。

#### 目標14：生態系が保全され、自然の恵みが享受される

2020年までに、(1)人の健康、生活、福利に不可欠なサービスを提供する生態系が保全され、かつ/又は回復され、(2)生態系サービスへの公平なアクセスが全ての人々のために確保される。

#### 目標15：生態系が気候変動の緩和と適応に貢献する

2020年までに、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応、砂漠化対処に貢献する。

#### 目標16：遺伝資源へのアクセスが促進され利益が配分される

2020年までに、遺伝的資源に対するアクセスが促進され、国内法令[アクセスと利益配分に関する国際的な枠組み]に従って利益が配分され、この枠組みが発効し、実施される。

## 戦略目標E.

### 能力構築などを通じて条約の実施を強化する

参加型計画立案、知識管理と能力構築を通じて実施を強化する。

#### 目標17：効果的で参加型の国家戦略を策定する

2020年までに、各締約国が、効果的で参加型の改訂生物多様性国家戦略・行動計画を策定し、政策手段として採用、実施している。

#### 目標18：伝統的知識が尊重される

2020年までに、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行を保護するための独自の法的なシステムが尊重、保存、維持され、また生物多様性の保全と持続可能な利用に対する貢献が認識され、強化される。

#### 目標19：関連する知識・科学技術が改善される

2020年までに、生物多様性、その(ア)価値や機能、(イ)現状や傾向、(ウ)損失の結果に関連する①知識、②科学的基礎、③技術が、改善、広く共有、適用される。

#### 目標20：人的・資金的能力が増大する

2020年までに、条約の実施のための(人的及び資金)能力が(10倍に)増大する。

## ポスト2010年目標(新戦略計画)の原案



### 外務省地球環境課

- 2010年10月に、愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、2010年目標(「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」)を含む条約戦略計画が改訂され、2010年以降の目標(新戦略計画)が採択されます。
- 2010年の5月にナイロビ(ケニア)で開催された生物多様性条約の作業部会では、その原案が提示されました。
- 日本国内で関係者が進める取組み、この新戦略計画に関連づけることで、世界各国に広く知らせ、協力を促していくことが重要です。

注：内容を分かりやすくするため、各目標の標題を追加し、文章を一部省略するなど外務省で内容を修正しています。

原文は <http://www.cbd.int/wgri3/meeting/Documents.shtml> をご覧ください。